

(3) 物的損害

論点 77 物的損害としてどのようなものが認められるか

物的損害は、車両の損傷のほか、車両に積載していた物品が破損した場合、事故により建物を損傷した場合など多様であるが、最も多いのは当然ながら衝突した車両の損害である。車両損害としては、主なものとして、車両修理費等（論点78参照）、評価損（論点79参照）、代車使用料（論点80参照）、休車損害（論点81参照）等がある。そのほかにも、レッカー代等について、相当の範囲で損害と認められる。

論点 78 車両修理費等

車両修理費については、事故車両が修理可能か否かで損害内容が異なる。

まず、修理が可能であれば、修理の実費が認められる（いわゆる評価損が認められるかについては、論点79参照）。

損傷した箇所の部分塗装で足りるが、それでは色むらが生じるとして全塗装を行った場合、その代金が認められるかが争われることがある。損傷箇所に対する部分塗装が原則であり、全塗装は特段の事情がある場合に限り認められるとする裁判例が多い。全塗装を認める特段の事情のある場合としては、①特殊な塗装技術を施してあるため、破損部分のみを修理すると他の部分との相違が明白となって美観を害する場合、②自動車自体が高価で、しかもその価値の大きな部分が外観にかかっている場合、③再塗装の範囲が広く全塗装する場合と比較して費用に大きな差を生じない場合などが考えられる。

修理が不可能な場合、被害車両の時価額が損害として認められる。

修理が不可能な場合としては、①損傷が激しく物理的に修理が不可能な場合、②修理見積り額が車両の時価額を超えており、経済的に修理が不可能な場合、③フレーム等車体の本質的な構造部分に重大な損傷が生じ、買い換えるのが相当な場合（最判昭和49・4・15民集28巻3号385頁〔27000441〕）がある。これらの場合には、原則として全損と評価し、事故時の時価額が損害額となる。

時価は、原則として、同一車種、年代、型、使用状態、走行距離等の自動車の中古車市場で取得し得る価格である。課税又は企業会計上の減価償却の方法である定率法又は定額法によって定めることは、加害者及び被害者がこれによることに異議がない等の特段の事情のない限り、許されないと解されている（前掲昭和49年最判〔27000441〕）。価格の認定に当たっては「自動車価格月報」（いわゆるレッドブック（オートガイド社））、「中古車価格ガイドブック」（いわゆるイエローブック（日本自動車査定協会））等が参考資料として用いられる。レッドブック等には、古い車種や特殊な車両は出てこないのが、中古車の専門雑誌やインターネット等の情報により、中古車価格を調査する必要がある。

なお、買換えのため必要となる諸手続費用は、相当な範囲で損害として認められる。具体的には、事例参照。

事例

損傷箇所に対する部分塗装で足りるとして全塗装を認めなかった裁判例として、東京地判平成7・2・14交通民集28巻1号188頁〔28010957〕、大阪地判平成10・9・17交通民集31巻5号1415頁〔28050013〕等があり、全塗装を認めた裁判例として、岡山地判津山支判平成7・4・25交通民集28巻2号671頁〔28011052〕（高級外国車）、神戸地判平成13・3・21交通民集34巻2号405頁〔28071521〕（高級外国車）等がある。

買換えのため必要となる諸手続費用として、新車購入のために支出した自動車取得税、検査登録手続代行費用、検査登録手続費用、車庫証明費用、廃車費用などがある（大阪地判平成13・12・19交通民集34巻6号1642頁〔28080532〕、東京地判平成15・8・4交通民集36巻4号1028頁〔28092177〕、東京地判平成15・8・26交通民集36巻4号1067頁〔28092180〕等）。他方、事故車両の自動車税・自賠責保険料（未経過分）や新しく取得した車両の自動車税・自動車重量税・自賠責保険料については否定されている（東京地判平成6・6・24交通民集27巻3号819頁〔29006674〕、東京地判平成13・4・19交通民集34巻2号535頁〔28071541〕、前掲平成15・8・4東京地判〔28092177〕等）。自動車税や自賠責保険料は、納付後、自動車の所有権を喪失した場合は、残期間相当分について還付が受けられるので損害として認められないが、自動車重量税は自動車検査証の交付等を受けるために必要であり未経過分があっても還付されないのが損害として認められる（前掲平成13年東京地判〔28071541〕参照）。

【参考文献】

園高明「物損の価格賠償についての一考察」法律のひろば56巻10号（2003年）50頁、田

島純蔵「車両損害」塩崎勤=園部秀穂編『新・裁判実務大系(5)交通損害訴訟法』青林書院（2003年）240頁

論点 79 いわゆる評価損

被害車両の修理が可能であり修理をした場合、事故歴がついたことにより評価が下落したことによる損害（評価損）を認めるかという問題がある。

評価損については、一般的には、修理してもなお機能に欠陥を生じ、あるいは事故歴により商品価値の下落が認められる場合に、その価額下落分を損害として認めることになるが、修理をすると当然に認められるものではなく、損傷の程度、修理費の額、初度登録からの経過期間、走行距離、車種（いわゆる高級乗用車であるか）等を考慮して、評価損が生じているかを判断することになる。一般的には、外国車・国産の人気車種では5年（走行距離6万km）、国産車では3年（4万km）を超えると評価損が認められにくいようである。評価損が認められる場合、損害額としては、修理費用の20～40%程度とする裁判例が多いように見受けられる。

事例

評価損を認めた裁判例として、東京地判平成14・1・16交通民集35巻1号9頁〔28080969〕（日産セフィーロ登録1か月余・走行2000km、修理費の20%）、大阪地判平成14・6・25交通民集35巻3号888頁〔28081944〕（外国製大型自動二輪車フェニックス・登録20日・300km、修理費の30%）、岡山地判平成18・1・19交通民集39巻1号40頁〔28130413〕（ホンダステップワゴン・登録2年10か月・3万8600km、修理費の20%）、東京地判平成18・1・24交通民集39巻1号70頁〔28130416〕（BMW・登録4か月・5576km、修理費の30%）等がある。他方、評価損を否定した裁判例として、大阪地判平成14・10・30交通民集35巻5号1438頁〔28082979〕（BMW・登録2年7か月・6万7000km）、東京地判平成15・8・28交通民集36巻4号1142頁〔28092182〕（フォルクスワーゲンゴルフ・登録2年弱・4万5814km・軽微な損傷）等がある。

【参考文献】

田島純蔵「車両損害」塩崎勤=園部秀穂編『新・裁判実務大系(5)交通損害訴訟法』青林書院（2003年）240頁、影浦直人「評価損をめぐる問題点」赤本2002年版295頁

◆スポーツ・レジャー・遊戯事故

【概要】

スポーツ・レジャー・遊戯事故では、事故類型によって適用条文が異なってくる。

まず、競技者間、レジャー・遊戯参加者間における事故については、競技者等の不法行為責任が問題となり、競技者等の行為が709条の要件を満たすかどうかによって責任の有無が決められる。また、競技者等が責任能力を有しない未成年者である場合には、監督義務者の責任（714条）が問題となる。

次に、スポーツ大会・スポーツ教室の主催者、ゴルフ場やスキー場などのスポーツ施設の経営者・運営管理者の責任が問題となる場合には、これらの者の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任（415条）又はこれらの者の職員・従業員の過失＝安全義務違反を理由とする使用者責任（715条）が問題となる。その場合には、スポーツ大会等の主催者、スポーツ施設の経営者等の職員・従業員は、安全配慮義務の履行補助者（債務不履行責任の場合）、被用者（使用者責任の場合）として位置づけられることになる。なお、コーチやインストラクター、キャディー等は、その過失＝安全義務違反を理由として、個人責任（709条）を問われることもある。

スポーツ事故等では、施設・設備の安全性欠如が問題となる場合がある。この場合には、施設・設備管理者の施設・設備の設置管理上の過失＝安全義務違反による責任（709条）が問題となるとともに、施設がスキー場やゴルフ場のような土地の工作物である場合には、土地工作物責任（717条）が問題となることもある。

事故について責任が肯定された場合には、被害者自身の財産的損害（709条）及び精神的損害（慰謝料）（710条）が賠償の対象となるほか、被害者が死亡した場合（711条）及び死亡に比肩するほどの著しい精神的損害を被った場合には、両親等の近親者にも固有の慰謝料請求権が認められる。また、事故の発生や損害の拡大について被害者に過失があった場合には、過失相殺がされて損害賠償額が減額されることになる（722条2項）。

…… 論 点 ……

- 1 スポーツ・レジャー事故における競技者の過失
- 2 スポーツ・レジャー事故における主催者・指導者等の過失
- 3 スポーツ・レジャー事故と施設・設備管理上の過失
- 4 スポーツ・レジャー事故と違法性阻却
- 5 スポーツ・レジャー事故と過失相殺
- 6 遊戯事故と過失

7 遊戯事故と違法性阻却

8 遊戯事故と過失相殺

論点 1 スポーツ・レジャー事故における競技者の過失

スポーツ・レジャー事故においては、その種類に応じて過失判断のあり方が異なる。

まず、ボクシング・相撲・レスリング・柔道・剣道・空手のように、相手の身体を直接攻撃するタイプのスポーツの場合には、ルールに従っていれば競技中に対戦相手が負傷したり死亡したりしても、過失はないとされる。ただ、これは、実力が互角の場合であって、実力が異なる場合、特に対戦相手が技量の未熟な初心者である場合には、上級者には、技の種類や技をかけるタイミング、スピード等をコントロールするなどして、相手の生命・身体の安全を図るべき義務があるといえる。野球・サッカー・ラグビーのような球技の場合には、競技の内容そのものが身体に対する一定の危険を含んでいることを考慮しなければならないため、事故が生じたからといって直ちに過失があるとはいえないが、危険防止のためのルールに違反する行為がなされたような場合には、過失があるとされることになる。これに対して、スキーやスケート、ゴルフのような個人競技においては、一般的な不法行為の場合と同様、競技者は自己の行為によって他人に損害を与えないように行動する注意義務がある。したがって、ルールやマナーに反する行為がある場合はもちろん、一般的な注意義務を欠いた行為により他人に損害を与えた場合には、過失があるとされることになる。

事例

格闘技に関する事例としては、①剣道練習中に対戦相手の面を打とうとして踏み込んだ被害者が、対戦相手から下顎に突きを受け頸椎捻挫等の傷害を負った事故について、被害者と加害者は技術において大差ないこと、被害者が面を打とうとして動いていたため下顎を突いてしまったことからすれば、加害者に過失があるとはできないとされた事例（東京地判昭和48・6・11判タ298号260頁〔27424772〕）、②中学校の柔道部の練習中に3年生の部員が1年生の部員に大外刈りの技をかけ死亡させた事故について、技能的・体力的に未熟な初心者である被害者に対して、休息を取らせず、かける技の選択や技のかけ方についての配慮を怠り、上半身が場外の板の間に出るような状態で技をかけた上級生部員には過失があるとされた事例（静岡地判平成6・8・4

判時1531号77頁〔27827457〕）がある。

個人的スポーツに関する事例としては、③4、5人の仲間と狩猟に出かけた加害者が、自己の前方から飛び出した小綬鶏に対し5号の散弾を発射したところ、弾丸が同行の被害者の前方10mほどのところの樹木に当たって跳ね返り被害者の右眼に命中した事故について、雑木林の中で左斜め前方約10mくらいのところに被害者がいるにもかかわらず、強く跳ね返りやすい大きめの散弾をあえて発射した加害者には過失があるとされた事例（浦和地判昭和40・1・18判時401号57頁〔27421308〕）、④仲間4人でルアー・キャスティングによる魚釣りに出かけた中学校2年生の加害者が、ルアー・キャスティングを行ったところ、加害者の右斜め後方にいた同行の被害者の右眼にルアーの鉤が突き刺さり同人を失明させた事故について、加害者には、被害者との位置関係を確認することも警告を発して被害者を遠ざけることもせず、漫然とキャスティングを行った過失があるとされた事例（大阪地判昭和58・10・6判時1102号90頁〔27424130〕）、⑤スピードウェイで行われたゼロヨンレースに参加していた加害者の車がゴールイン後ガードレールに激突し、観戦者の車両上に落下して観戦者が負傷した事故について、加害者が車両改造の限界を超えた過大・危険な改造を施したとは認められず、安全を無視したような運転操作をしたとも認められない以上、加害者に過失があるとは認められないとされた事例（東京地八王子支判平成元・10・27判タ716号158頁〔27805704〕）、⑥ロッククライミングの練習場において2人でパーティーを組んで岩登りの練習をしていた際に、初心者のパーティーが転落負傷した事故について、ロッククライミングについて指導的立場にあった加害者には、事前にどのような確保体勢をとって手を離せばよいかについて何ら説明せず、ロープを確保しているから手を離すよう指示しただけで、ザイルの確保を図るタイミングがずれないような措置を何らとっていなかった過失があるとされた事例（横浜地判平成3・1・21判タ768号192頁〔27809029〕）、⑦海上でサーフボードに座り波待ちをしていた被害者が、左斜め前方からきた加害者のウインドサーフィンと衝突し重傷を負った事故について、比較的海岸に近い本件事故現場は、多数のサーファーの存在が予想される区域であったにもかかわらず、サーファーの位置を確認し、サーファーの存在しない場所を進行すべき義務を怠った加害者には過失があるとされた事例（大阪地判平成9・6・13判タ959号193頁〔28030446〕）、⑧デュアスロン競技において、後続の競技者の自転車が先行競技者に追突し、先行競技者が転倒負傷した事故について、後続の競技者には、先行の自転車との速度の違いを的確に把握しその動向を注視して、追突を避けるための措置を講じるべき注意義務を怠った過失があるとされた事例（横浜地判平成10・6・22判タ1007号276頁〔28042444〕）、⑨ゴルフのプレー中にプレーヤーの打ったボールが先行プレーヤーの頭部を直撃し先行プレーヤーが重傷を負った事故について、プレーヤーには、ボールを打つ前に先行プレーヤーがいないかどうかを確認すべき義務を怠った過失が